

那珂川沿岸農業水利事業（二期）
内茨幹線水路その9工事

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所

第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業（二期）内茨幹線水路その9工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき、内茨幹線水路を新設するものである。

2. 工事場所

茨城県水戸市小林町及び五平町地内

3. 工事概要

(1) 管水路

水路延長 L=481.388m SL=493.718m

測点 R6No.0 ～ No. No.9+12.466

(内訳)

管水路	ダクタイトイル鑄鉄管 AL2種	呼び径 700mm	L=145.506m
	ダクタイトイル鑄鉄管 AL2種	呼び径 600mm	L=264.142m
	河川横断		L=53.240m
推進工	さや管式	推進用鉄筋コンクリート管	呼び径 800mm L=49.100m
	内装管	ダクタイトイル鑄鉄管 PN形	呼び径 600mm L=53.240m
		鋼製異形管	呼び径 600mm L=18.500m
制水弁工	2箇所		
分水工	2箇所		
空気弁工	4箇所		
その他	1式		

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、概算数量であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

5. 精査積算方式

本工事は、受注者において施工のために必要な仮設工に係る設計と工事施工を一括して実施する精査積算方式の試行工事である。

精査積算方式とは、主要構造物の構造・形式や諸元等を確定した上で、不可視部分（不確定部分）の施工に関する仮設工（水替工）において、契約締結後に必要な仮設工に係る設計等を工事と一括して精査し、契約変更の対象とする方式をいう。

第3章 施工条件

1. 基本事項

本工事のうち、五平分水工の斜面配管以降及び推進工（立坑除く）に係る工事は河川区域内及び河川保全区域工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。なお、河川区域および河川保全区域の施工着手（準備工含む）に先立ち、退避計画書を監督職員に提出し承諾を得るものとする。

2. 工程制限

(1) 那珂川水系における非出水期間は1月1日～5月31日であり、10月31日までは河川区域内の工事を施工してはならない。

(2) 当該工事の図面に示す範囲（河川区域内）における準備工（測量、刈り払い、除草作業）については、10月15日から着手可能であるが、この期間（10月15日～10月31日）においては、重機（バックホウ、クレーン等）を常駐させてはならない。

なお、当該期間の取り扱いについて、期間変更となる場合は、監督職員より通知するものとする。

3. 工事期間中の休業日

(1) 工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。

(2) 原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月12日～8月14日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）は工事を行わない。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、午後5時00分から午前8時00分まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書「第1編第1章1-1-10」に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等については別に通知する。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている315日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保して

いることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年1月29日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

7. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、「礫質土、砂質土及び粘性土」を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

1) 騒音、振動対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

2) 施工時に第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。

なお、第三者との協議において対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。

(2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交替要員の有無
幹線市道内原7-0058号線横断部 (仮廻し道路設置時)	2名/日	1編成	昼間	無
幹線市道内原7-0058号線縦断埋設時 (五平東交差点部での施工を含む)	2名/日	1編成	昼間	無
各仮設ヤード入口	1名/日	1編成	昼間	無

(3) 交通対策

1) 交通制限を行う範囲は、次に示す工区とする。

制限範囲	交通制限	備考
R6No. 248+14. 843～R6IP. 259-2	片側交互通行	幹線市道内原 7-0058 号線
R6IP. 259-2～R6No. 2+18. 880	全面通行止め	幹線市道内原 7-0058 号線（側道）
R6IP. 259-7～P. 11 (No. 6+25. 000)	片側交互通行	幹線市道内原 7-0058 号線
IP. 11 (No. 6+25. 000)～No. 9+12. 466	全面通行止め	市道内原 8-3102 号線

- 2) 通行止めの範囲であっても、工事区間に隣接する農地等への出入りを制限しないよう、必要に応じて通行を確保しなければならない。
- 3) 交通制限区間には、案内看板及び標識等を設置しなければならない。
- 4) 交通制限にあたり、道路利用者及び周辺住民に十分な周知を図らなければならない。
- 5) 一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分に安全対策を講じるものとする。
- 6) 公道の通行に当たっては、一般車両の優先に配慮し、通行等に支障を及ぼさないよう留意するとともに事故防止に努めなければならない。
- 7) 資機材及び建設発生土の搬出等により、路面の汚損が生じないよう留意するものとする。

(4) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、散水等の防塵対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(5) 安全対策

工事用車両の工事現場への出入りに際しては、必要な安全対策を講じるものとする。また、夜間に開口部が発生する場合には転落防止ネットを設置する等の対策を行うものとする。

なお、工事期間中における昼夜の安全対策については、交通制限の範囲、標識及び安全施設等の配置について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

3. 隣接地に対する措置

本工事範囲及び周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

また、監督職員が指示する箇所については、工事実施期間中定期的に位置・高さ等を観測し監督職員に報告しなければならない。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し応急措置を行うと共に、事後の処理については監督職員と協議しなければならない。

4. 関係機関との調整

(1) 関係機関との協議

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事実施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は監督職員と打合せのうえ、受注者が行わなければならない。

5. 工事の安全対策

(1) 工事中の安全管理（架空線）

本工事現場内には、仮設ヤード 2 付近、発進立坑側堤防沿い、五平東交差点付近の 3 箇所に架空線があるため、共通仕様書 1-1-36 に従い、必要な対策を実施し、監督職員に報告しな

なければならない。また追加で対策が必要な場合等は監督職員と協議するものとする。

(2) 工事中の安全管理（埋設管）

施工区間内の歩道下には、図面に示す位置に水道管及び農業用水管等が埋設されているため、十分注意して施工しなければならない。また埋設位置を確認するために試掘等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 指定仮設

1. 現場発生土仮置場

(1) 現場発生土仮置場

建設発生土仮置場は次に示す場所とし、予定数量は次のとおりとする。

なお残土の搬出に先立ち、監督職員が指示する土質試験を実施しなければならない。

種類	名称	地先名	搬出予定量	摘要
普通土	御前山ダム仮置場	茨城県常陸大宮市下伊勢畑地内	660m ³	放土後整地

(2) 仮置場（資材置場）

本工事の現場発生土は、建設発生土受入地に搬出するものとするが、本工事内で流用を行う発生土については、仮設ヤード（資材置場）に仮置きするものとし、仮設ヤードの使用に当たっては、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

なお、仮置き土に飛散の恐れがある場合は、監督職員と協議するとともに、対策を行うものとする。

名称	場所	備考
仮設ヤード1	R6IP. 259-1 付近	農地
仮設ヤード2	R6IP. 259-2 付近	農地
仮設ヤード3	R6No. 6 付近	農地
仮設ヤード4	R6IP. 259-9 付近	農地

2. 水替工

工事数量表備考欄に「精」と示された水替工の施工については、施工条件（湧水量）が不確定であることから、精査積算方式の対象とする。

現設計では、工事現場内における排水量は以下のとおり想定しているが、施工に先立ち土質や試掘等により湧水量を想定したうえで、排水計画を検討しなければならない。なお水替工の排水は、最寄りの排水路等に排水することを計画している。

Q_{max}=6.0m³未満/hr/30m （たて込簡易土留区間・素掘り区間）常時排水

Q_{max}=6.0m³未満/hr/箇所 （構造物・推進工立坑）常時排水

Q_{max}=120m³未満/hr/箇所 （涸沼前川締切時）作業時排水

3. 工事用道路

(1) 受注者は図面に基づき、工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修・維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

(2) 工事用道路は土木安定シート敷設後、敷鉄板を直接設置する計画としているが、現場条件

等により盛土等の対策工が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 仮設ヤード

(1) 本工事の現場発生土は、建設発生土受入地に搬出するものとするが、本工事内で流用を行う発生土については、仮設ヤードに仮置きするものとし、その使用に当たっては、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

なお、仮置き土に飛散の恐れがある場合は、監督職員と協議するとともに、対策を行うものとする。

5. たて込み簡易土留工

たて込み簡易土留工の施工においては事前に構造計算を行い、監督職員の承諾を得るものとする。なお試掘により土層、地下水位等を確認する必要がある場合は、位置等について監督職員と事前に打合せを行うものとする。

また、捨梁は砕石基礎断面（管底 300 mm以内）の外に設置しなければならない。

6. 土留工

(1) 発進立坑及び到達立坑の土留工は、鋼矢板土留工を計画している。

(2) 鋼矢板の施工は下表のとおり計画しているが、鋼矢板の打込みにおいて想定外の地盤状況等により、打込みが困難(高止まり)となった場合及び、施工条件等により変更する場合は、監督職員と協議しなければならない。

立坑区分	打設工法	引抜工法	備考
発進立坑	電動バイプロハンマ	油圧式バイプロハンマ	
到達立坑	電動バイプロハンマ+WJ併用	油圧式バイプロハンマ	

(3) 土留工施工前に機械の配置、打込み、引抜等について計画書を作成し監督職員と打合せを行うものとする。

(4) 土留工設置期間中は、緊結部のゆるみ、支保工の変状、掘削底面の状況、周辺地盤の変状等の確認を行い、異常の早期発見に努め、安全に万全を期さなければならない。

なお、その結果については整理を行うとともに、監督職員より提出の指示を受けた場合は、速やかに提出しなければならない。

(5) 鋼矢板撤去時は既設構造物等について監視を行い、異常又はその恐れが認められる場合は速やかに作業を中止し、カラーコーン等の安全対策を講じた後、監督職員に報告するものとする。

(6) 鏡切部の鋼矢板は、引抜くことが不可能なため、上部を切断し存置する計画である。

(7) ウォータージェットに使用する用水は、近隣の生コンクリート工場等より購入し、散水車で運搬する計画としている。

7. 仮締切工

(1) 受注者は、図面に基づき仮締切、仮設土留を施工しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は受注者の責任において実施しなければならない。

8. 仮廻し道路工

- (1) 市道横断工の施工に先立ち、図面に示す仮廻し道路を設置しなければならない。また、一般通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理をしなければならない。
- (2) 市道横断工施工時（仮廻し道路設置時）の安全対策及び交通誘導方法等の詳細については、事前に監督職員と協議し、承諾を得なければならない。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりであり、次に示す期間に使用できる。

(1) 仮設ヤード

仮設ヤード3	令和8年4月1日～令和9年1月31日
仮設ヤード1,2,4	令和8年10月1日～令和9年1月31日

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち関係地権者及び監督職員立会いのうえ、用地境界、使用条件の確認を行わなければならない。
- (2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員及び関係地権者の立会いのうえ、確認を受けなければならない。
- (3) 工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返地する場合は、発注者に報告するものとする。

第7章 支給材料

1. 官貸品

貸与する材料は次のとおりである。

品名	規格	数量	備考
高密度ポリエチレン管	φ800mm 内面平滑ダブル構造	2本(10m)	ボルト・ナット等の付属品を含む

2. 引渡し場所

茨城県常陸大宮市下伊勢畑地内（御前山ダム）

3. 引渡し時期

監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

4. 引渡し方法

引渡し及び引渡し場所から工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

(1) 石材及び骨材

- | | | | |
|--------------|-------|------------|----|
| 1) 再生クラッシュラン | RC-40 | JIS A 5001 | 準拠 |
| 2) 単粒度砕石 | 4号 | JIS A 5001 | |
| 3) 粒度調整砕石 | M-30 | JIS A 5001 | |

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水 セメント 比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋 コンクリート	18	8	25(20)	65以下	BB	均しコンクリート
	18	8	40	65以下	BB	付帯構造物
鉄筋 コンクリート	24	12	25(20)	60以下	BB	鉄筋コンクリート

※ 粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

(3) 配管材

1) ダクタイル鋳鉄管

管種	呼び径	規格	仕様
直管	600 mm	PN形 4種	JDPA G 1046
直管	700 mm・600 mm	ALW形 AL2種	JIS G 5526、JDPA G 1053
直管	700 mm・600 mm・250 mm	T形・K形	JIS G 5526、JDPA G 1027
異形管	各種	K形、フランジ形	JIS G 5527、JDPA G 1027

2) 鋼製異形管

- | | | |
|------|------------------|--------------|
| 異形管 | STW400 600A×6.0t | JIS G 3443-2 |
| 可とう管 | 600A, 250A | 100 mm偏心 |

3) 鉄筋コンクリート管

- | | | |
|-------|----------------|----------|
| 推進工法用 | JSWAS 標準管外圧 1種 | φ 800 mm |
|-------|----------------|----------|

(4) バルブ類

- | | | |
|-------------------|-----------------|----------|
| 1) 空気弁 | φ 150 mm, 75 mm | 7.5K 樹脂製 |
| 2) 空気弁用補修弁(3方管理弁) | φ 150 mm, 75 mm | 7.5K 鋳鉄製 |
| 3) ソフトシール仕切弁 | φ 250 mm | 7.5K 鋳鉄製 |
| 4) バタフライ弁 | φ 600 mm | 7.5K 鋳鉄製 |
| 5) 電磁流量計 | φ 250 mm | 7.5K |

(5) 鉄鋼材

1) 鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345	JIS G 3112
2) マンホール蓋	JIS A 5506	簡易防水型 T-25, 軽荷重用 (施設名及び「農」の文字を表示)
3) ステップ	合成樹脂被覆	径 19 幅 300 mm
4) 鋼矢板	Ⅲ型	JIS A 5528

(6) アスファルト混合物

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたアスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

なお、これによらない場合は、製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料を、監督職員に提出しなければならない。アスファルト混合物は、アスファルトコンクリートを使用するものとし、混合物の標準配合は、「アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会）」及び「舗装再生便覧（社団法人日本道路協会）」によるものとする。

(7) 土木安定シート

強度 1, 220N/5 cm以上、かつ厚さ 0. 37 mm以上

(8) 埋設物表示テープ

幅 150 mm 2 倍折込 ポリエチレンクロス 黄テープ

(9) 組立箱形マンホール

日本下水道協会規格 Ⅱ類認定資材

(10) 再生砕石

本工事において管体基礎工として使用する再生砕石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造工程で混入する金属等（以下「異物等」という）を除去したものを使用するものとする。

また、受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。

(11) レジコン弁室

材質：レジンコンクリート

弁室タイプ：分割型（現地接着）

(12) 薬液注入材

注入材料は水ガラス系の溶液型とし、劇物及びフッ素化合物を含まないものとする。

(13) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

次に示す工食用材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

ただし、管材の検査報告書又は受検証明書は、検査後に提出するものとする。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表・産地証明書
コンクリート	試験成績書・配合報告書
配管材（ダクタイル鉄管）	検査報告書
鋼製異形管	日本水道協会指定検査工場登録通知書、受検証明書又は検査報告書に製作図
弁類	試験成績書・カタログ
鉄鋼材	試験成績書・カタログ
コンクリート二次製品	試験成績書・カタログ
レジコン弁室	試験成績書・カタログ
アスファルト混合物	試験成績書
土木安定シート	カタログ
埋設物表示テープ	カタログ
その他材料（監督職員が指示するもの）	カタログ又は試験成績書

3. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等	備 考
敷鉄板	22×1,524×6,096	茨城県筑西市	仮設ヤード
鋼矢板	Ⅲ型	茨城県稲敷市	発進・到達立坑
たて込み簡易土留め	H2.5～4.0m	栃木県芳賀町	管路工
H型鋼・鋼製山留材	H-300～500	茨城県阿見町	発進・到達立坑

第10章 施工

1. 一般事項

(1) 水準点等

本工事に使用する基準点及び水準点は図面に示す、KBM.3(TP=30.772m)、H29-3No.1(TP=33.545m)を使用するものとする。

水準点及び境界杭等は施工中に損傷しないよう留意し、移動の必要が生じた場合は監督職員に報告し指示を受けなければならない。

なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。

ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確 認 時 期	遠隔確 認対象	備考
管水路基礎	高さ、幅	初期施工段階で1箇所		
管水路	基準高	初期施工段階で1箇所		
構 造 物	コンクリート 構造物	厚さ、高さ、 幅（内空）	初期施工段階で1箇所	
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期段階鉄筋組立後 以降、構造物変更後毎に1箇所	
推進工	基準高	初期施工段階で1箇所		
薬液注入工	改良幅・改良深	初期施工段階で1箇所		
パイプインパイプ工	基準高、接合部	初期施工段階で1箇所		

(3) 中間技術検査

- 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。また、当該排水処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出しなければならない。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト 混合物	再生粗粒度アスコン 20 再生密粒度アスコン 13	舗装工
再生クラッシュラン	RC-40	路盤工、管体基礎工、構造物基礎工

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（公社）日本道路協会発行等を遵守しなければならない。

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材等の搬出

- (1) 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、

次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート廃材 (有筋・無筋)	(株)アダチ商会	茨城県桜川市加茂部 408	8:00 ~ 17:30	中間処理
アスファルト廃材	根崎解体工業(株)水戸リサイクルセンター	茨城県水戸市谷津町 1182-1	8:15 ~ 16:30	中間処理
汚泥 (舗装切断排水)	(有)ワールドカッター	茨城県小美玉市山野 608	8:00 ~ 17:00	中間処理
汚泥 (推進泥水)	エコフロンティアかさま	笠間市福田 165-1	8:00 ~ 16:30	中間処理
プラスチック廃材 (土木安定シート)	(有)茨城県リサイクル協会東海事業所	茨城県那珂郡東海村村松 3135-451	8:15 ~ 16:30	中間処理

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容予備解体方法	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

5. 土工

(1) 表土剥ぎ

表土剥ぎは実施しない計画であるが、地権者の意向等により実施する場合は、監督職員、地権者等の立会により表土の厚さ、標高の確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

(2) 床掘

- 1) 掘削土は、埋戻しに使用するもの以外は建設発生土仮置場へ搬出しなければならない。
- 2) 床掘りに当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

- 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 4) 過掘となった場合は、管体基礎材(RC-40)で埋戻し、振動コンパクタ 90 kg 級又はタンパ 60~90 kg 級により、締固め密度 90%平均(±5%以内)以上となるよう十分に転圧しなければならない。

(3) 埋戻し

- 1) 管頂 30cm 以上の埋戻しは、発生土で埋戻しを行う計画であるが、発生土が埋戻しに流用できない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 砂置換法による土の密度試験（現場密度試験）による締固め度は 90%平均(±5%以内)以上とする。
- 3) 構造物周辺の埋戻し（施工幅 50 cm以内）は、一層の仕上り厚さを 30 cm程度にまき出しを行い、振動コンパクタ又はタンパを使用して締固めを行うものとする。
- 4) 管頂から上方 30 cmまでの埋戻しは、管体保護のため再生砕石にて埋戻すものとし、転圧はタンパにて締固めを行うものとする。
- 5) 管頂 30 cm以上の埋戻しは、振動ローラ（1.1ton 級以下）にて締固めを行うものとする。
- 6) 前述以外の埋戻しは、適切な転圧機械を用いて締固めを行うものとする。
また、機械による締固めが不可能な箇所は、突き棒等により入念に締固めを行うものとする。
- 7) 建込簡易土留部の施工は、土留板をまき出し厚さごとに引き抜いた後に、締固めを行うものとする。

(4) 作業残土処理

- 1) 建設発生土仮置場へ搬出する残土は、搬出量の検測を行うものとする。
- 2) 残土の搬出にあたっては、公衆道路の汚損防止に努めるものとする。
- 3) 重大な影響を防止するために、新たな汚損防止対策及び交通対策等が必要となった場合は、監督職員と協議を行うものとする。

6. 管体基礎工

- (1) 図面に基づき、管体基礎下部にアンダードレーン層を設け、地下水の排除を行うものとする。
- (2) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げ、十分に締固めなければならない。
- (3) 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、振動ローラ 1.1ton 以下により締固め度 90%平均(±5%以内)以上となるよう締固めなければならない。
なお、管側部の締固めは左右均等に巻き出し、コンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。
また、管外面を締固め機械で直接打撃するなど、管外面に損傷を与えないよう、十分留意して施工しなければならない。
- (4) 管継手掘部は、管布設後速やかに埋戻しをしなければならない。
- (5) 建込簡易土留部の施工は、土留板をまき出し厚さごとに引抜いた後に、まき出し締固めを行うものとする。

7. 構造物撤去工

(1) 構造物取壊し工

- 1) 受注者は事前に対象構造物の寸法、形状、再利用の可否について調査を行い、監督職員へ報告を行うものとする。
- 2) 構造物取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(2) 構造物撤去工

- 1) 再利用する構造物は、慎重に取り外しを行うとともに、損傷を与えないよう保管を行うものとする。
なお、再利用が不可と判断される場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 2) 畦畔及び畦畔ブロック・境界杭等の構造物は原則、撤去せず存置する計画であるが、撤去が必要となった場合や保護対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 運搬処理工

- 1) 撤去物は事前に出荷量の検測を行い、監督職員へ報告するものとする。

8. 管体工

(1) ダクタイル鋳鉄管

- 1) ダクタイル鋳鉄管の据付は、共通仕様書 7-6-3 によるほか、接合は(社)ダクタイル鉄管協会発行「W05 K形ダクタイル鉄管接合要領書」、「W20 ALW形ダクタイル鉄管接合要領書」に準拠するものとする。
- 2) 管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)の附属書(ダクタイル鋳鉄管及び異形管用接合部品)による。
- 3) 切管の長さは、1m以上とする。また、継手形式の仕様に従って挿し口部の加工を行い、加工部は専用の補修塗料を用いて管の外周と同等の塗装をしなければならない。
- 4) 管の取扱いとは共通仕様書第7章 7-2-2 一般事項 1. 運搬及び保管(1)によるものとするが、誤って塗装塗膜に損傷を与えた場合は、損傷部の調整・清掃の後、メーカー指定の一液塗料または補修用スプレー塗料を使用し、塗り残し・塗りむら等がなく、均一な塗膜が得られるよう仕上げ、補修しなければならない。

(2) 鋼製異形管

立坑内の鋼製異形管の設置にあたっては、転倒等が発生しない様、コンクリート打設時の固定方法について、監督職員と協議するものとする。なお、固定にあたっては電蝕が発生しない様対策を行うものとする。

9. 付帯構造物工

施工に当たり、基盤面の土質が不適当な場合、その処理について監督職員と協議しなければならない。

10. 弁室工

(1) 空気弁室工

- 1) 構造物内への地下水侵入を防ぐため、継目部の処理を十分に行うものとする。
- 2) 通気管は、現地で設置位置の確認を行うものとする。
なお、車両通行等に支障がある場合は、監督職員と協議を行うものとする。

11. スラスト対策工

(1) 特殊押輪

特殊押輪は設計水圧の2倍以上の許容内圧を有するものを使用しなければならない。また、ダクタイル鋳鉄管に対する締め付けトルクの制限についても遵守しなければならない。

(2) スラストブロック工（巻立コンクリート）

1) 図面に基づきスラストブロックを施工しなければならない。

2) 発熱対策としてクーリングパイプの設置や、低発熱コンクリートへの変更、浮上防止対策、継手部のシール対策等について検討し、変更が必要な場合は監督職員と協議しなければならない。

12. 付帯工

(1) 埋設物表示工

管頂から60cmの位置に埋設表示テープを埋設するものとする。

13. 原形復旧工

(1) 水田及び畑地復旧

1) 受注者は工事用地として使用する前後に地盤高を測定し、その沈下量を監督職員へ報告するものとする。

なお、沈下量が大きい場合は、復旧方法等について監督職員と協議するものとする。

2) 水田及び畑地は石礫等の雑物撤去を十分に行わなければならない。

(2) アスファルト舗装（仮舗装）

1) 工事受注者は工事着手前に道路全幅員について路面状態、路面高を記録し、監督職員へ報告するものとする。なお、施工範囲外の路面に損傷等が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

2) 管体埋設後は速やかに埋戻しを行い、仮舗装による復旧を行うものとする。

3) アスファルト舗装がされている市道においては、仮舗装を行ったうえで交通制限を解除するものとし、路面が土砂及び砂利の状態では交通制限を解除してはならない。

4) 仮舗装後に沈下及び損傷が生じた場合は、監督職員確認のうえ、オーバーレイ等により補修を行うものとする。

5) 仮舗装完了後交通を解放し、一定期間経過後本工事で舗装の本復旧を行う計画であるため、仮舗装は設計厚を遵守して施工しなければならない。

(3) アスファルト舗設工（本舗装）

1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。

表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126L/100㎡若しくはタックコート（アスファルト乳剤 PK-4）43L/100㎡を路盤面に均一に散布し、表層等との密着をはからなければならない。

2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

3) 仮舗装完了後交通解放し、一定期間が確保できない場合や交通状況が思わしくない場合は圧密沈下が十分進行しないため、本工事で舗装本復旧を削除する場合がある。

(4) 道路構造物

- 1) 既設道路側溝等の道路構造物は再利用を計画している。
- 2) 著しい劣化等により再利用が不可となる場合は、監督職員と協議を行うものとする。

14. 河川横断工（推進工）

(1) 推進工法

推進工法については、次表の工法により計画しており、他の工法を採用する場合は監督職員と協議するものとする。

場 所	工 法	備 考
涸沼前川 推進工	泥水式 推進工法	土 質：発進側：砂礫、細砂、到達側：礫混じり砂 N 値：最大 25 最大礫径：30 mm（最大確認径）×3=90 mm 透水係数：発進側：-、到達側： 5.99×10^{-3} cm/s

※土質は推進工法用設計積算要領によるものである。

(2) 仮設備

- 1) 推進工の支圧壁は図面に示すとおりであり、最大推定推進抵抗値は、以下のとおりである。

涸沼前川推進工 297 kN

- 2) 立坑等の仮設備は基礎コンクリート、発進・到達立坑鏡切下部の土留鋼矢板以外は全て撤去するものとする。ただし、撤去が困難な場合においては監督職員と協議するものとする。

(3) 推進作業

- 1) 泥水式推進工に当たっては、切羽の水圧、送水量、推進機の推進方法及び推進速度等について綿密な計画を立て、入念な施工管理を行い、土質の変化に対応した施工をしなければならない。
- 2) 送泥水（作泥材）の配合は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

1 式当たり

種 目	粘土	ベントナイト	CMC	水	備考
数 量	2,890 kg	482.25 kg	50.02kg	49.05 m ³	

- 3) 滑材の配合及び注入量は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

なお、地下水による滑材の希釈・流亡等に起因し、次表の注入量を注入しても、推進抵抗値が想定を上回る場合は、滑材の配合、種類について監督職員と協議のうえ、変更できるものとする。

1m³当たり

種 目	一液性粒状型滑材	水
数 量	30kg	0.985m ³
注 入 量	推進延長 1m 当たり 112 ℓ	

また、上記の注入圧は 0.2Mpa 以下とする。

- 4) 推進工によって生じた地盤のゆるみに対して安定を図るため、推進完了後速やかに裏込材の注入をしなければならない。

裏込材は次表の配合を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入量を変更す

る場合は監督職員の承諾を得るものとする。

10当たり

種 目	セメント	フライアッシュ	ベントナイト	目詰材	分散材	水	備考
数 量	500 kg	250 kg	100kg	5 kg	4 kg	0.7 m ³	
注 入 量	施工延長 1 m 当たり 93 リットル						

また、上記の注入圧は 0.2Mpa 以下とする。

(4) 薬液注入工

1) 薬液の配合は原則として標準配合とするが、施工前に配合設計を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

2) 薬液の注入範囲は図面に示すとおりとし、注入方法は二重管ストレーナー工法とする。

施 工 箇 所	材 料 種 類	削孔間隔	削孔総延長	削孔本数	総注入量
発進立坑	懸濁型、無機、 瞬結(一次)、瞬結(二次)	図示 による	199.65m	15 本	20,294 L
到達立坑			127.53m	9 本	11,164 L

土質別注入率：粘性土 30%以上、砂質土 35%以上、砂礫土 35%以上

3) 本工事に先だって現場注入試験を行い、調査ボーリング、透水試験等により改良効果の判定を行うこととする。詳細については、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

4) 施工に当たっては、その位置を事前に仮杭等で指示し、水平及び垂直方向に誤差の生じないようにするものとする。

5) 注入

① 注入管の配置は、施工計画に基づき所定の位置および深度を保つよう孔毎にチェックを行うものとし、所定位置の削孔が妨げられる場合は監督職員と協議するものとする。

② 地盤の隆起や構造物等に異常が生じた場合は、直ちに注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。

③ 注入中の圧力及び流量は、自記記録計を用いて常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が設計数量と注入実績で大幅な差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

6) ゲルタイム

注入材の調合に当たっては、水の温度、水質を考慮して適正なゲルタイムを保つように監視するものとする。

7) 削孔

工事に必要な削孔は、ボーリングマシンにて施工し、必要以上に地盤を乱すような削孔方式をとってはならない。

8) 処理長さの管理は、自記記録計によることとするが、攪拌ロッドにマーキングし目視においても確認できるようにしなければならない。

9) 水質監視

① 薬液注入に係る水質検査について、各立坑につき 1 か所ずつとし、観測井の場所は監督職員と協議して決定するものとする。

涸沼前川推進	観測井深度
発進立坑	EL. 22.05m

到達立坑	EL. 22.09m
------	------------

② 水質の測定項目、採水回数及び水質基準等は、以下のとおりとする。

- ア) 工事着手前 1回
- イ) 工事中 毎日1回以上
- ウ) 工事完了後
 - i) 2週間を経過するまで毎日1回以上（地下水の状況に著しい変化がないと認められる場合で、調査回数を減じて監視の目的が十分に達成されると判断できる場合は、監督職員と協議の上、週1回以上とすることができる。）
 - ii) 2週間経過後から半年経過後（工期末）までの間は、月2回上。
- エ) 検査項目 水素イオン濃度
- オ) 検査方法 水質基準に関する省令(昭和41年厚生省令第11号)又は日本工業規格K0102の8に定める方法
- カ) 水質基準 PH8.6以下(工事着手前の測定値が8.6を超えるときは、当該測定値以下)であること。

15. パイプインパイプ工

- 1) パイプインパイプ工の施工に当たっては、共通仕様書 第7章 管水路工事に準ずるものとする。
- 2) 管の挿入に当たっては、管に損傷を与えないよう十分注意して行わなければならない。
- 3) 管の固定は、グラウト充填時に、浮上り等が起こらないよう管1本毎に確実に固定しなければならない。
 なお、浮上防止材の設置に際しては、これを用いた管の固定方法について施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 4) エアモルタル充填工
 - 1) 注入材料の配合は次のとおりとするが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、事前に配合試験を行いその結果を監督職員に報告しなければならない。

1m ³ 当り所要材料 (kg/m ³)				湿潤密度 (g/cm ³)	目標強度 σ ₂₈
セメント	起泡剤	希釈水	混練り水		
300	1.38	25.71	224.91	552	1.0N/mm ²

備考 セメント：高炉セメントB種（比重3.04）

- 2) 施工に当たっては、事前に監督職に施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編 1-1-11に規定する(1)又は(2)の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。
ダクトイル鑄鉄管接合の施工管理については、各種接合要領書（日本ダクトイル鉄管協会発行）を準用する。

(2) 施工管理基準からの除外項目

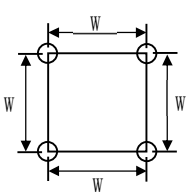
施工管理基準に定めている次の項目については、適用除外とする。

1) アスファルト舗装工（仮舗装）

- ・ 出来形管理〔平坦性、コア採取〕
- ・ 品質管理〔密度測定〕

(3) 薬液注入工

1) 直接測定による出来形管理

管理項目	規格値	測定基準	測定箇所
注入孔数	設計値以上	全本数	
注入工間隔 W	±100	100 本に 1 箇所 100 本以上は 2 箇所測定 1 箇所 4 本測定	
深さ	設計値以上	全本数	

2) 撮影記録による出来形管理

注入孔間隔、深さ及び施工状況

(4) 推進工施工管理

推進工の施工管理は下表のとおりとする。

測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
基準高	±50	推進管 1 本毎に 1 箇所	
中心線の変位(水平)	±50		
勾配	±20%		
延長	-L/500 かつ -200		

(5) 工事現場等における遠隔確認について

- 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- 2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- 3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来型の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

４．通水試験

（１）通水試験

本工事で施工した施設は、令和 9 年 4 月以降に通水を行う予定としているので、受注者はこの試験に立ち会うものとする。

なお、通水試験の際に漏水が確認され、調査の結果その原因が受注者の責であると判断された場合は、受注者の責任において補修しなければならない。

受注者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については、別途協議の上、設計変更に計上するものとする。

第13章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更該当する主な事項は次のとおりである。なお軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- (1) 第2章4に示す工事数量表に変更が生じた場合
- (2) 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合
- (3) 工事数量表の備考欄に「精」と表示した数量について変更が生じた場合
- (4) 第4章1に示す土質に変更が生じた場合
- (5) 土質調査が必要になった場合
- (6) 振動・騒音対策の必要が生じた場合
- (7) 転石・湧水の出現又は、水替工に変更の必要が生じた場合
- (8) 付帯構造物（空気弁・制水弁・分土工）の位置及び構造等に変更が生じた場合
- (9) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- (10) 発生土が埋戻及び盛土に流用できない場合
- (11) 第4章2（2）に規定する交通誘導警備員に係わる諸条件に変更が生じた場合
- (12) 第4章2（4）に規定する防塵対策の必要が生じた場合
- (13) 道路協議等、関係機関との協議調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた場合
- (14) 指定仮設に変更が生じた場合
- (15) 土留工の構造や打設・引抜き方法等に変更が生じた場合
- (16) 工事用道路及び仮設計画に変更が生じた場合
- (17) 第6章に係る仮設ヤード等の使用条件に変更が生じた場合
- (18) 第10章3（1）に規定する建設資材廃棄物等の再利用方法等に変更が生じた場合
- (19) 産業廃棄物処理場及び処理方法、処理数量に変更が生じた場合
- (20) 新たな産業廃棄物が出現した場合
- (21) 建設発生土が発生した場合（土工収支(流用)に変更が生じた場合)
- (22) 付帯構造物の構造や配置等に変更が生じた場合
- (23) 別に示す参考歩掛の検証の結果、協議により変更が生じた場合
- (24) 管体工に変更が生じた場合
- (25) スラスト対策について、構造の変更及び追加が生じた場合
- (26) 排水量に著しい相違があった場合及び、排水処理工に変更が生じた場合
- (27) 推進工法または延長を変更する場合
- (28) 推進速度・推進力に異常な変化が生じ必要な措置を追加する場合
- (29) 推進仮設・設備・薬液注入等の配合や諸元を変更する場合。
- (30) 異常出水により、適切な措置を講ずる必要が生じた場合。
- (31) 現地精査により変更が生じた場合
- (32) その他、監督職員が必要と認めたもの

第14章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 2) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 3) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負

代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

5) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額 (以下、「VE 管理費」という。) を削減しないものとする。

6) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

7) 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由 (不可抗力、予測不可能な事由等) により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

(1) 一般事項

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間) については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く) 事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日 (例: 「合格通知書」における日付) とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」 (農水省 WEB サイト) を十分に理解のうえ、

対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1～11の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、12～17については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式（洋風）便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- 3) 臭い逆流防止機能

- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- 13) 擬音装置（機能を含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1～6及び【付属品として備えるもの】7～17の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合等は、変更の対象としない場合がある。

6. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備

	②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

7. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日以上))
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき積算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区分	補 正 係 数	
		週単位	月単位
鉄筋工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
区画線工		1.02	1.02

横断・転落防止柵設置	設置	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
法面工		1.01	1.01

8. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」）の発行を行う工事である。

9. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

10. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出

した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

・ 営繕費 : 労働者送迎費、宿泊費、借上費

・ 労務管理費 : 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示するものとする。

(3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「様式1」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「様式2」という。)を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 部分払いについて

本工事は部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

13. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率}(\%) \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数 : 1.2

14. 総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

15. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

[事業 (務) 所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。

(7.5 点)

令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は

長期に渡って雇用した。(5点)

令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。(2.5点)

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議する。